

電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業 Q & A

6月29日時点

番号	区分	質問	回答
1	財政支援	電力需給対策に対応して、放課後児童クラブを休日に開設した場合や開設時間の延長を実施した場合にも特別事業の対象となるのか。	どちらも特別事業の対象となり、安心子ども基金において実施する。
2	対象児童	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、本事業が必要となる児童とそうでない児童とをどのように判別するのか。	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により本事業が必要となる児童であることの証明については、市町村等の判断による適切な方法で把握していただきたい。(例)就業証明書による確認等
3	実施要件	既に休日等に開設を行っている放課後児童クラブにおいて、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により適切な居場所が必要となる児童を受け入れた場合には、特別事業として計上し、かつ、既存の放課後児童クラブの開設日数加算の対象日数に含めてもよいか。	既に休日等に開設を行っている放課後児童クラブが、電力需給対策に伴い適切な居場所が必要となる児童を受け入れた場合には、放課後児童健全育成事業の開設日数加算の対象日数に含めた上で、特別事業により、利用児童数に応じた補助を行う。
4	実施要件	既に開設時間の延長を実施している放課後児童クラブにおいて、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により適切な居場所が必要となる児童を受け入れた場合には、特別事業として計上し、かつ、既存の放課後児童クラブの長時間開設加算の対象時間に含めてもよいか。	既に開設時間の延長を実施している放課後児童クラブが、電力需給対策に伴い適切な居場所が必要となる児童を受け入れた場合には、放課後児童健全育成事業の長時間開設加算の対象時間に含めた上で、特別事業により、利用児童数に応じた補助を行う。
5	実施要件	特別事業の対象となる日数や時間には上限があるか。	いずれも上限は設けていない。 利用者ニーズに基づき、適正な日数や時間を設定していただきたい。
6	保護者負担	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、例えば放課後児童クラブの利用日が水曜日から日曜日に振り替わった場合には、利用者負担は徴収しなくてもよいか。	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、現在放課後児童クラブを利用している児童が利用日を振り替える場合は、新たに保護者負担は徴収しないものとする。 よって、保護者負担を徴収した場合には、児童の居場所づくりのための特別事業の対象とはならない。
7	対象事業	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、新たに放課後児童クラブ等を利用する児童がいた場合、保護者負担の徴収の有無に関わらず、児童の居場所づくりのための特別事業の対象としてよいか。	徴収の有無に関わらず、児童の居場所づくりのための特別事業の対象として構わない。 ただし、保護者負担を徴収した場合、補助金の申請に当たっては、総事業費から徴収した保護者負担を控除して行うこと。